

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高蔵寺駅地下道（以下「地下道」という。）への広告掲出について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出位置)

第2条 広告の掲出位置は、市長が指定する地下道の壁面とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、掲出位置に応じて要項で定める。

(広告の掲出料)

第4条 広告の掲出料は、要綱第4条第1項第3号の規定に基づく設定価格によるものとし、要項で定める。

(広告主の募集と提出書類)

第5条 広告主の募集方法は別に要項で定めるものとする。

2 広告主は、要綱第5条第1項の承諾を受けるため、春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出申込書（第1号様式）に広告原案を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(道路占用の許可)

第6条 広告主は、地下道への広告の掲出に当たり、地下道に係る道路占用の許可を受けなければならない。

(広告掲出の決定)

第7条 市長は、第5条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、その掲出の可否を決定し、春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出決定通知書（第2号様式）又は春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出不決定通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた広告主が広告の募集数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

- (1) 掲出期間が最も長いもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

(広告掲出内容の変更)

第8条 広告主は、掲出期間中に広告図、掲出期間、掲出位置等を変更しようとするときは、変更しようとする1月前までに春日井市広告掲出内容変更申込書(第4号様式)を市長に申込みしなければならない。

2 前項の申込みにおいて、広告図を変更するときは、変更後の広告原案を添えて、市長に申込みしなければならない。

3 市長は、広告掲出の変更内容を審査し、その変更の可否を決定し、春日井市広告掲出内容変更決定通知書(第5号様式)又は春日井市広告掲出内容変更不決定通知書(第6号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告の作成等)

第9条 地下道に掲出する広告は、広告主の負担で作成、掲出及び撤去するものとする。

(広告掲出料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲出料を一括納付しなければならない。

(広告掲出料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出料を免除することができる。

(1) 広告主が国又は地方公共団体のとき。

(2) その他市長が認めたとき。

(広告掲出料の還付)

第12条 納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲出ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日井市庁舎広告掲出取消通知書(第7号様式)により広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までに広告掲出料を納付しないとき。

(2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。

(3) その他広告掲出に特に支障があると市長が認めるとき。

(広告掲出の取下げ)

第 14 条 広告主は、広告掲出を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、決定通知を受けた日から 3 日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めのない事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

申込者（広告主）

住 所 （郵便番号 ）

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出要領第5条第2項に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり、次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

掲 出 希 望 期 間	年 月 ～ 年 月	
掲 出 希 望 位 置	区画	NO.
広 告 の 内 容	添付広告原案のとおり	

（誓約事項）

- ・ 法令等に違反していません。
- ・ 春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・ 暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・ 市税等を滞納していません。

第2号様式（第7条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出について、次のとおり決定したので通知します。

掲 出 期 間	年 月 ~ 年 月	
掲 出 位 置	区画	NO.
広 告 の 内 容	広告原案のとおり	
広 告 掲 出 料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
納 付 期 限	年 月 日 ()	
そ の 他		

第3号様式（第7条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出不決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出について、次のとおり不決定としましたので、通知します。

不決定理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、春日井市長に対して書面（任意様式）により異議の申出をすることができます。

第4号様式（第8条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出内容変更申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

申込者（広告主）

住 所 （郵便番号 ）

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付けで掲出決定された広告掲出内容について、次のとおり変更したいので、春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出要領第8条第1項に基づき、申込みします。

区 分		変更前		変更後	
1	掲 出 期 間	年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	
2	掲 出 位 置	区画	NO.	区画	NO.
3	掲 出 内 容	—		別添広告原案のとおり	
4	そ の 他				

第5号様式（第8条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出内容変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出内容の変更について、
次のとおり決定したので通知します。

区 分		変更前		変更後	
1	掲 出 期 間	年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	
2	掲 出 位 置	区画	NO.	区画	NO.
3	掲 出 内 容	—		別添広告原案のとおり	
4	そ の 他				

第6号様式（第8条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出内容変更不決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出内容変更について、次のとおり不決定としましたので、通知します。

不決定理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、春日井市長に対して書面（任意様式）により異議の申出をすることができます。

第 7 号様式（第 13 条関係）

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで掲出決定しました春日井市高蔵寺駅地下道への広告掲出について、次の理由により掲出を取り消しましたので、春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出要領第 13 条に基づき、通知します。

取 消 し 理 由	
そ の 他	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、春日井市長に対して書面（任意様式）により異議の申出をすることができます。